

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

2・3 (略)

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 (略)

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者(国民健康保険組合を除く。)を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九	厚生労働大臣
第三十四条の三十	厚生労働大臣又は都道府県知事

2・3 (略)

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 (略)

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者(国民健康保険組合を除く。)を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(新規)	(新規)	(新規)
------	------	------

(略)	<p>第三十五条第一項及び 第二項 第四十条 第四十五条第一項及び 第二項 第四十七条第一項及び 第二項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び 第二項</p>	(略)	市町村等	(略)	指定都市
-----	--	-----	------	-----	------

(略)	<p>第三十五条第一項及び 第二項 第四十条 第四十五条第一項及び 第二項 第四十七条第一項及び 第二項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び 第二項</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	--	-----	-----	-----	-----